## 東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 佐々木 順一

## 1 日時

平成 28 年 3 月 23 日 (水曜日) 午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 45 分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

佐々木順一委員長、城内よしひこ副委員長、伊藤勢至委員、関根敏伸委員、 髙橋元委員、郷右近浩委員、小野共委員、髙橋但馬委員、軽石義則委員、 名須川晋委員、佐々木朋和委員、千葉進委員、佐藤ケイ子委員、阿部盛重委員、 柳村一委員、菅野ひろのり委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、 工藤勝子委員、嵯峨壱朗委員、岩崎友一委員、髙橋孝眞委員、佐々木茂光委員、 福井せいじ委員、神﨑浩之委員、川村伸浩委員、佐々木宣和委員、渡辺幸貫委員、 飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、 工藤大輔委員、五日市王委員、中平均委員、工藤誠委員、田村勝則委員、斉藤信委員、 高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小野寺好委員、 臼澤勉委員

## 4 欠席委員

吉田敬子委員

5 事務局職員

熊谷事務局次長、菊池議事調査課総括課長、稲葉政策調査課長、今主任主査、和川主任主査、大山主査、木村主任

6 説明のために出席した者

中村復興局長、大友復興局副局長、高橋復興局副局長、石川復興推進課総括課長、田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、

小笠原生活再建課総括課長、森政策地域部政策推進室調整監、佐藤市町村課総括課長、大坊地域振興室交通課長、小野寺環境生活部環境生活企画室企画課長、

小川保健福祉部保健福祉企画室企画課長、鈴木商工労働観光部商工企画室企画課長、 高橋経営支援課総括課長、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、

中村農林水産部農林水産企画室企画課長、五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、小原県土整備部県土整備企画室企画課長、桐野建設技術振興課総括課長、遠藤道路建設課総括課長、八重樫河川課総括課長、千葉都市計画課総括課長、勝又建築住宅課総括課長、千葉港湾課総括課長、

小原医療局経営管理課総括課長、

菊池教育委員会事務局教育企画室特命参事兼企画課長

7 一般傍聴者

なし

- 8 会議に付した事件
  - (1) 東日本大震災津波からの復興の取組について
  - (2) その他
- 9 議事の内容
- ○佐々木順一委員長 ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。 吉田敬子委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組について執行部から説明を願います。

〇中村復興局長 東日本大震災から丸5年が経過をいたしました。昨年は、3月に県立高田高校の新校舎の完成、7月には大船渡市の仮設商店街の本設移転オープン、11月には三陸沿岸道路の吉浜道路、12月には東北横断自動車道遠野宮守間、さらには今月には都南川目道路川目田の沢間が供用開始されました。また、昨年からことしにかけまして、各市町村でまちびらきが行われるなど、安全、暮らし、なりわいを支える復興事業が着実に進んでおります。

一方で、いまだ多くの方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされているなど、復興 はいまだ道半ばであると認識をしております。今後も心と体の健康問題や新たなコミュニ ティーの形成など、被災者一人一人に寄り添った支援をしっかりと進めてまいります。

平成28年度は、復興計画における本格復興期間の最終年度に当たります。この本格復興期間の具体的な事業を定めておりますのが第2期の実施計画でございますが、この実施計画に掲げる事業をしっかりと完遂できますよう、復興の量の確保とともに復興の質の確保も図ってまいります。

本日は、東日本大震災津波からの復興の取り組みにつきまして御報告を申し上げます。 具体的な内容につきましては、副局長から説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大友復興局副局長 お手元の資料1-1をごらん願います。県の第2期復興実施計画の施策体系・事業に基づく平成27年度における進捗状況について御説明申し上げます。

こちらは3月末見込みの数値で集計した暫定版として取りまとめたものでありまして、 5月末には3月末実績による確定版として公表する予定でございます。

第2期実施計画に掲げる342指標のうち、平成27年度の年間目標に対する進捗率が95%以上の指標は239指標、69.9%となっております。

次に、進捗率が95%未満の指標は103指標ございますが、このうち他の有利な制度を活用したもの、あるいは実際のニーズが当初の見込みを下回ったものなどを除く実質的おくれに分類されるものは、41指標、12%となっております。

実質的おくれの理由を見ますと、関係機関との協議に時間を要したが 14 指標、他事業と の調整等に時間を要したが 9 指標と多くなっております。

続いて、資料1-2、A3判の資料をごらん願います。資料の左側には、先ほど御説明いたしました全体の状況を、資料の中段及び右側に計画の三つの原則、10の取り組み状況ごとの進捗状況を記載しております。

資料中段をごらん願います。安全の確保については、全体で 66 指標のうち、進捗率 95% 以上の指標が 39 指標、59.1%、実質的おくれ指標は 19 指標、28.8%となっております。 内訳を見ますと、県管理道路などの災害復旧等が進む一方、水門等の自動閉鎖システムの整備等でおくれが生じております。引き続き防潮堤などの早期復旧・整備、震災津波伝承施設の整備等を進めてまいります。

暮らしの再建については、全体で131指標のうち、進捗率が95%以上の指標が91指標、69.5%、実質的おくれ指標は10指標、8.3%となっております。県産材を活用した住宅再建などが進む一方、市町村のまちづくり計画との調整のため市町村保健センターの復旧等でおくれが生じております。引き続き災害公営住宅の整備、生活再建のための相談体制の充実等に取り組んでまいります。

なりわいの再生については、全体で 145 指標のうち、進捗率が 95%以上の指標が 109 指標、75.2%、実質的おくれ指標は 12 指標、8.3%となっております。 圃場整備などが進んでいる一方で、他事業や地元との調整に時間を要したことにより、海岸保全施設の整備などでおくれが生じております。 水産業の新たな担い手の確保・育成などに取り組むほか、本設店舗整備への移行支援等に取り組んでまいります。

資料の右側の10分野の取り組み状況ごとの説明は省略をさせていただきます。

なお、資料の裏面には、進捗率95%未満の指標について、おくれの要因を8項目の要因に分類し、それぞれの主な指標項目と事業名をまとめております。これらの要因を分析し、課題の解決に努めながら復興を着実に進めてまいります。

次に、資料1-3、A3判のものをごらん願います。こちらは、事業ごとの平成27年度の取り組み状況と今後の課題等、年度ごとの計画値、平成27年度における実績と進捗率をまとめた参考資料となっております。説明は省略をさせていただきます。

続きまして、資料2をごらん願います。これもA3判のものでございます。長期的な視点に立ちまして、持続可能な三陸地域の創造を目指す5つの三陸創造プロジェクトの進捗状況をまとめております。平成27年度における取り組み状況、成果、課題等について、取り組み内容ごとに記載した資料となっておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について御説明申し上げます。お 手元に配付しております資料3、A4判のカラー刷りの資料でございますが、こちらで説 明させていただきます。めくっていただきまして、2ページからの復興計画の概要についての説明は省略しまして、復興に向けた取り組み状況から御説明申し上げます。

7ページをごらん願います。市町村が復興まちづくりとして進めている防災集団移転促進事業などの面整備事業ですが、12市町村の157カ所において、宅地供給予定8,012区画の整備を進めております。

8ページをごらん願います。事業箇所数で見ますと、完了が52%、宅地供給区画数で見ますと、全ての区画で着手をしており、完了が25%となっております。

9ページをごらん願います。防潮堤や水門などの海岸保全施設は、134 カ所の復旧・整備に対して、完了が19%となっております。また、復興道路は整備計画延長359キロメートルに対して供用中が136キロメートル、38%となっております。

12 ページをごらん願います。国等の関係機関と連携して整備を進める震災津波伝承施設ですが、昨年8月に有識者による検討委員会を設置し、基本計画を検討してまいりました。 今後パブリックコメントを経て基本計画を決定し、展示に係る設計を行うこととしております。

13ページをごらん願います。応急仮設住宅等への入居状況ですが、入居者数はピーク時の約半分とはなっているものの、いまだに約2万人を超える方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされております。

14ページをごらん願います。災害公営住宅の進捗状況ですが、計画戸数 5,771 戸に対して着工が 79%、完成が 48%となっております。

16ページをごらん願います。被災者の住宅再建の状況を試算したグラフとなっておりますが、被災者のうち住宅再建をされた世帯の割合は58%程度と想定されます。

少し飛びまして、19ページをごらん願います。学校施設の復旧状況ですが、昨年3月に 県立高田高校の校舎が完成し、被災した県立学校全ての復旧を終えております。この3月 には、岩泉町立小本小・中学校が完成しておりますが、引き続き市町村立小中学校の早期 復旧を支援してまいります。

22 ページをごらん願います。商店街の本格整備に向けた取り組みですが、山田町、陸前 高田市、大船渡市においてまちなか再生計画が認定されており、釜石市、大槌町において も策定に向けた準備が進められております。

23ページ、24ページをごらん願います。これまで御説明してまいりました海岸保全施設、道路、災害公営住宅などの住民に身近な社会資本の整備の進捗状況について、平成27年度末見込みと今後の見通しをお示ししております。

また、25ページ、26ページには、市町村ごとの整備見込みを記載しております。

次に、復興の現状と課題についてですが、少し飛んで30ページをごらん願います。ことし1月に実施いたしましたいわて復興ウォッチャー調査ですが、復興の実感について、回復した、やや回復したとの回答の割合から、あまり回復していない、回復していないとの回答の割合を差し引いたものを第1回目の調査から時系列で示したものでございます。被

災者の生活回復度、被災者の地域経済回復度については、上の二つの折れ線グラフ、青と赤でお示ししておりますが、平成 24年の調査でプラスに転じて以降、横ばいから緩やかな上昇傾向となっております。また、下の折れ線グラフ、黄緑でお示ししておりますが、災害に強いまちづくり達成度については、数値が依然マイナスとなっておりますが、少しずつ改善の傾向にあります。

31 ページをごらん願います。ことし2月に実施いたしました被災事業所復興状況調査ですが、再開済み、または一部再開済みと回答した事業者の割合ですが、これまでの調査から推計すると78.6%となっております。産業分類別では、建設業が90.2%で最も割合が高く、卸売小売業が70.8%で最も割合が低くなっております。

32ページをごらん願います。被災事業所が現在抱えている課題ですが、顧客・取引先の減少、業績の悪化、雇用・労働力の確保の順に割合が高くなっております。

33ページをごらん願います。復興の進捗に伴う課題の対応について御説明します。まず、被災者に寄り添った生活再建ですが、被災者の心と体の健康問題の対応や新たなコミュニティーの形成への支援などを行ってまいります。

34ページをごらん願います。被災地における産業再生についてですが、漁業就業者などの担い手の確保・育成対策や水産加工事業所等に対する支援策などを推進してまいります。 35ページをごらん願います。復興にかかわる人材の確保についてですが、任期付職員の採用や他自治体からの職員派遣の要請など、人材確保の取り組みを推進してまいります。 36ページをごらん願います。平成28年度予算における課題の対応例について、主なも

のを記載してございます。

最後に、37ページをごらん願います。三陸復興・振興方策調査報告ですが、三陸沿岸道路を初めとする交通ネットワークの整備や復興まちづくりの進展によって、三陸地域を取り巻く環境が大きく変化し、中長期的な視点や広域的な視点に立った三陸地域の振興策が必要とされることから、今年度沿岸の市町村長さんを初め、さまざまな分野の方々の御意見をお伺いし、新たな三陸地域を築いていくためのアイデアや事例を検討してまいりました。

38ページに調査の基本的な考え方等について記載しておりますが、検討に当たりましては、交通ネットワークの活用、交流・連携の仕組みづくり、多様な資源の発掘・活用という基本的な考え方を踏まえ、産業、観光、コミュニティーの三つのテーマごとにアイデア、事例等をプロジェクトという形で整理中でございまして、報告がまとまり次第公表することにしております。

**○佐々木順一委員長** それでは、ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興 の取り組みについて質疑、意見等はございませんか。

**○伊藤勢至委員** 早いもので、5年が経過をいたしました。この間、県の皆さんには本当 に頑張っていただいたと思っておりまして、感謝をいたします。

5年も経過をしましたので、当時はあまり個人名を挙げて言わなかったことでも、やは

り今後のためもありますので、個人名を挙げて、特定の地域を挙げてお話をしてもいいの ではないかと思っております。

発災当初、私が一番心配をしておりましたのは、国土調査の進捗率に大変差があるということでございました。県内は33市町村の中で内陸はほとんど100%終わっていたようでありますが、発災当初の時期で沿岸の、しかも被害が大きかったところで大変完成率が低かったと。例えば大槌町は35%、山田町は36%、宮古市は36%、そして一方田野畑村、あるいは岩泉町は100%終わっておりました。同じ沿岸の中でも、そういう差があったため、震災直後の初動に差がついてしまったという思いがございます。

ちなみに、国調が終わっていたところは、災害公営住宅の設置もいち早く、田野畑村や 岩泉町は既に終わっております。国調の進捗率の差が完全に出たと、このように思ってお ります。この事業はそもそも国の事業でありますけれども、予算は国から県の農林水産部 にきて、それから各市町村へ配分になります。ですから三十数%しか終わっていない地域 は、例えば学校、トンネル、橋、道路、あるいは共同集合住宅、いろんなものをつくるに しても、まず第一番目に大事なことは、国調が終わっていたかどうかになるわけです。例 えば隣に嵯峨委員がいますが、私との位置がくっついていたとして、隣が何坪、私のとこ ろが何坪というのが確定できていなければ、ここに道路が通るといった場合でも、まず補 償の話から始まるわけでありますから、実は私はこれを心配していたのであります。現実 そのような状況になってきました。

被災を受けた市町村では、急いでそれをやらなければならないということで、ただどうしても自分たちが非というか、おくれていたことを認めたがらずに、こそこそとやってきた経緯があるように思っております。現在は、5年もたちましたので、そういうことをまず第一番目に取り組んできた市町村は、相当回復をしてきたと思いますけれども、今現在でも、例えば先般の予算特別委員会農林水産部審査でもありましたとおり、漁港の掘り込み港湾の場合でも、いまだに共有地があって地権者がはっきりしていないと、あるいは江戸時代までさかのぼると、あるいは地権者が外国にいると、そういうこともあったと聞いております。現在の土地の問題について、国土調査はどの程度終わっているのか。基本でありますので、まずここをお伺いしたいと思います。

〇田村まちづくり再生課総括課長 国土調査の実施状況については、現在資料がございませんのでお答えできないのですけれども、用地の取得につきましては県から用地の取得の加速化について提案申し上げたところ、国でも特別区域法の改正によりまして、さまざまな活用、用地取得の加速化に係る活用の制度をつくっていただきましたので、現在は用地取得も相当進んできているものと思っております。

○伊藤勢至委員 これは1丁目1番地の話だと私は思っています。実は、私が議長をやっておりましたときに、宮古市の国調の担当者が私のところに参りまして、去年までは4億ずつお金をいただいていましたが、今年度からは2億に減らされてしまって、これでは計画どおりに完成をしないので、何とか増額できないかという話が来まして、それからずっ

と注目をしていたものなのです。その年は6億にふやしてもらいましたが、6億ベースでいっていれば既に終わっていると思っていたやさきに、今回の東日本大震災が来たと、こういうことでございまして、宮古市では旧新里村の役所に30人ぐらいの部隊を詰め込んで、ほれ、やれということで国調に取り組んできたのです。それが本来の市町村の仕事でありまして、予算づけは県がやるわけですけれども、ここには各首長さん方の一生懸命さがあらわれていたと思うのです。早くこの予算をもらって、国調というどちらかというと地味な仕事でありますが、それをやって100%終わっていたところ、三十数%のところと、これが初動の差になったと思っているのです。そういった面でも責任分担をはっきりしながら仕事を進めるというのは、非常に大事なことだと思います。あっちが悪い、こっちが悪いではなくて、市町村と皆さんが一緒にやっていく必要がある。特に沿岸の12市町村、住田町が入って13、こういうベースがあるということをやっぱり根っこに持っていないといけないと思います。あっちがいい、悪い話ではありません。そういうことをやっていくべきだと思うのですが、いま一度お返事をいただきたい。

**〇田村まちづくり再生課総括課長** 伊藤委員の御指摘のとおり、用地買収の一番の起点が 国調の結果ということにもなりますので、次の震災に向けての一つの手本といたしまして、 次に伝えていきたいと思っております。

**○伊藤勢至委員** 次の震災は、私もあなたも生きていない、後に来ればいいのですが、こればっかりはわかりませんので、やはりベースをはっきりして、市町村のそれぞれの持ち分は確認をしていくということが大事だと思います。もう5年も経過をしたのですから。

それから、先般の農林水産部の審査のときにちょっと聞き漏らしてしまいましたが、岩手県は発災当初、岩手県の111の漁港を全部岩手県が責任を持って復興すると、こういうことをいち早く打ち出してくれました。先般の質問で80%ぐらいまで回復してきたということでございました。ちなみに隣の宮城県では、この際、漁港を半分に集約をするという案を打ち出しましたよね。これは問題になるぞと思っておりましたところ、やはり漁民の総反発を受けまして、結果的には宮城県も当初の漁港をそのままに修復することになったわけです。しかし、この間に1年半ぐらいかかっているわけでして、そういう点では岩手県の取り組みはいち早く手をつけて、その差があらわれていると思っております。比べてもどうしようもないことでありますが、隣の宮城県の漁港の復旧はどの程度の進捗になっているかわかりますか。わからなければ言わなくてもいいですけれども。

○藤本漁港担当技監兼総括課長 隣の県、宮城県の進捗状況でございますが、手元に資料がないのですけれども、福島県、宮城県とは情報交換を毎年いたしておりまして、やはり委員おっしゃられるように、宮城県は岩手県よりはおくれているという状況にはあります。 ○伊藤勢至委員 別に勝った、負けたの話ではないのですが、どうもおくれているのではないかとかいう声がある中で、そうではないと、岩手県はいち早く方向性を打ち出してやっていますよという、やはり言うべきものを言うためにも、あなた方がそういうものをベースとして持っておくべきだろうという思いから質問をしたところであります。どうぞ今 後とも頑張っていただきますようにお願いして、終わります。

- ○嵯峨壱朗委員 今の伊藤勢至委員にも関連するのかと思って聞いていましたけれども、 安全の確保に絞ってお伺いします。実質的おくれが 19 指標、この実質的おくれの中には、 入札は終わっているけれども、工事は着工していないとか、そのような例があるのかどう かお尋ねしたいと思います。
- ○藤本漁港担当技監兼総括課長 私の担当している分野、漁港海岸の例で御説明いたします。御存じのとおり標準断面発注をやっているという事情もありまして、例えば防潮堤の取り壊しはやっているけれども、防潮堤の実質な着手、詳細設計等が固まらないというところは確かにございます。
- **○嵯峨壱朗委員** そういった場合、実質的おくれという分類になるのですか。漁港関係だけの話ではないのですけれども、さまざま防潮堤もあるし、水門も含めてあると思うのですけれども、入札が終わったのはもう着工という位置づけになっているのでしょうか。
- ○藤本漁港担当技監兼総括課長 今回の資料では、おくれという判断については、漁港であれば平成27年度に完了する漁港が何港あって、それに対して実績で完了したのは何港という取りまとめをしていますので、入札をしたけれども、着工していないとか、そういう分類にはなってございませんので、御理解をいただければと思います。
- ○八重樫河川課総括課長 県土整備部所管の海岸保全施設につきましては、入札が終わって契約をしますと、着工として扱っておりますし、実際現場のほうは契約が終わりますと、現地調査や施工計画を立てて、可能な限り速やかに着手している状況であると承知してございます。
- ○遠藤道路建設課総括課長 県土整備部所管のまちづくり連携道路については、計画に対しまして完成した工区数という形でお示しさせていただいております。地元との調整で一部計画の見直しが必要になったもの、あるいは施工条件が変化、例えば岩がかたくてなかなか掘削できないと、そのような理由で時間を要し、完成時期が計画した平成 27 年度から平成 28 年度にずれ込むおくれが生じている箇所がございます。
- 〇嵯峨壱朗委員 なぜ聞いているかというと、これは結構そういった事例があるやに聞いているのです。先ほど話がありましたけれども、いざ工事にかかろうと思うと、土地の所有の関係が明確になっていないとかも含めて、入札しているけれども、工事が進んでいないというのは、実際結構あるのではないですか。そうすると、受け手側からすると、当然その要件に合うようにずっと技術者を配置していかなければならないわけです。次に仕事が出た場合でも、技術者がいないとその仕事、入札に参加できない。となると、全体的に無駄になっていくといった事態が生じるのもおくれの理由になっているのではないかなと思って確認しているのですけれども、正直なところ、どうなのですか。
- ○八重樫河川課総括課長 発注済みで、用地等の課題で全く工事が行われていないという 状況の工事箇所は、河川課所管の対象工事では承知はしていないところです。用地が未解 決のところを含んだ形での工事発注になっている場合もありますけれども、そちらはいず

れ解決に向けて並行して取り組んでいるところでありまして、そういった用地の未買収箇 所以外では、着実に進められていると承知してございます。

○嵯峨壱朗委員 用地が原因のおくれについてのみ言っているわけではなくて、先ほどの質問を聞いて、それも原因になったのかなと感じたので、それも加えて言ったのであって、理由はわかりません。わからないけれども、先ほど説明されたものも含めて、技術者を固定しておいて無駄になっている例が結構あるのではないかと心配しているのです。そういった心配がなければいいのですよ。別に河川だけの話ではないですが、相当あるのではないかなと思って聞いているのです。しゃべって解決するものでもないかもしれないのですけれども、そういったところ手当てしていかないとと思って聞いているのです。

○高橋復興局副局長 工事を発注したけれども、工事が順調に進まないと。そこで技術者を拘束しているのではないかというお話と思います。やはり現場によりましては、さまざまな事情によりまして、予定どおり工事が進まないということもございます。その場合は、その予定していた工事を一応区切って、すぐできないところについては、当初契約の中には入っているのだけれども、それを除いて変更契約をするという形で、技術者の拘束などをなくして、工事が一定程度できての完成という取り組みを進めたりしている箇所もございます。

○嵯峨壱朗委員 もうこれで終わりますけれども、変更計画が相当出てきていますよね。 倍とか 2.5 倍とかという極端な例。そういったことにもつながっていく可能性あるなと思って指摘しているのです。ですから、なるたけ今のような形で対処していっていただきたいなと思います。

○工藤勝博委員 私は、なりわいの再生で、特に水産業の再生ということでお伺いしたいと思いますけれども、この資料の中では漁船の登録96.8%、そしてまた養殖の整備状況は99%、ほぼもとどおりに戻ったという状況の中で、漁業者の皆さんにとって一番肝心なのは、やっぱり所得をどう確保していくかだろうと思います。その辺の調査というのは、どの程度まで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○五日市水産担当技監兼総括課長 漁業者の所得ということでございますけれども、まず生産量そのものが、まだ震災前までしっかりと戻っているという状況にはございません。例えば養殖であれば、総じて大体7割、8割ぐらい、物によってはまだ6割ぐらいまでしか生産が回復していないというものもございます。ただ、その中でも漁業者が若干といいますか、かなり減っておりまして、個人個人の生産量そのものはふえているという方々もおられます。ですから、今後そういう漁業者の方々の規模を拡大して、できるだけ今まで以上に生産をふやしていくということをこれから進めてまいりたいと考えております。

○工藤勝博委員 震災前と比較すれば、この資料の中でも、特にワカメでは69%、つまり 7割、生産額で55%ということになっていますけれども、やはり現状の中で漁業者が減っていると、そういう中で施設はもとに戻りましたよと、船も戻りましたよということになれば、当然個別の漁業者はそれ以上の、やっぱり震災前以上の所得があってしかるべきだ

ろうなと思います。それらも含めて、漁協も含めてですけれども、経営状態はどう捉えているのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼総括課長 まず、漁業者につきましては、やはり委員おっしゃるように個人個人の生産量が重要です。例えば養殖施設であれば規模を拡大している方々も多くございます。ですから、そういう方々がさらに生産を伸ばして、拡大していくことによって所得をふやしていっていただければと思っております。

また、漁協の経営につきましては、震災前から若干厳しい経営であったところもございますが、震災から現在に至るまである程度の収入があって、経営的には今のところ安定している状況かと考えております。

○工藤勝博委員 私も知り合いで、養殖棚を以前よりふやしたと。ふやしたはいいけれども、なかなか手が回らないと、逆に。そういう方もおるということ、それらをどういう形でサポートできる部分があるのか、その辺も含めて考えていただきたいと思いますけれども、それとあわせて去年は特にサケ、サンマ等が不漁ということで、水産加工の方々も大変難儀しているだろうと思います。よく言われていました販売先の確保、労働力の確保、あるいはまた業績がなかなか上がらないという中で、やっぱり水産加工が沿岸では一番大きな産業の一つだろうと思いますけれども、それらを確保できたところと、あるいはまたそれに対応できなくてどうしようもないところと、その格差がどんどん広がるような感じがいたしますけれども、その辺も含めてどのようにこれから対応なされるのかお伺いしたいと思います。

○五日市水産担当技監兼総括課長 まず、養殖施設などを持って、規模は拡大したけれども、なかなか手が回らないという部分でございますけれども、今共同で作業するようなシステムを取り入れておりまして、その中で仲間同士で養殖を生産していくシステムも現在ございます。そういうシステムをさらに拡大できればいいと思っておりますし、水産技術センターでは、例えばワカメであれば、刈り取りする機械なりを、うまく省力化できるような機器開発等もしておりますし、現場も徐々に導入し始めております。そういうことで、省力化を図っていくこと、一朝一夕にはいかないかもしれませんが、そういうところを進めてまりたいと思っております。

また、水産加工につきましては、原料確保という点がございます。やはり今年度サケ、サンマ、イカなどが非常に少なかったということで、地元の原料を確保する方々は、ちょっと苦労したようではありますが、他の地域からも原料を引っ張ってきて、ある程度満たしているというふうにも聞いております。

それから、販売確保、その他でございますが、やはり沿岸広域振興局、あるいは県北広域振興局で加工業者の作業工程を改善していく取り組みを進めていただいております。確かに人手不足等もございますけれども、そういうことを通じて作業環境を改善していってもらえればと思います。

また、販売先の確保につきましては、やはり県とも一緒になって商談会、あるいは販路

拡大の取り組みをこれからも進めていきたいと考えております。

○工藤勝博委員 最後に、漁業者も高齢化、そしてまた減っているという中で、重要なのは次の世代の担い手をいかに確保するかだろうと思います。そのためには、漁業経営の魅力といいますか、こういうことができるのだと、これだけの一つの基準にすれば収入があるのだよということを示しながら、やっぱり若い世代に伝える方法が必要だろうと思います。

それとあわせて、創造的復興のためには、従来の状態に戻すということではなくて、やっぱり何か今までとは違うよと、そういう漁業のあり方も当然考えていくべきだろうなと思いますけれども、その辺をお聞きして終わりたいと思います。

○五日市水産担当技監兼総括課長 新たな担い手の方々をこれから確保していかなければならないというのは、全くそのとおりでございます。それで、県としては今回新たに担い手育成ビジョンをつくりました。それを通して、現在各市町村ごとに地域協議会をつくっていただいております。大体の市町村で今それをつくっていただく方向で動き始めておりますし、もう既にできたところもございます。この中で、まず新たな方々をどうやって連れてくるか、あるいは地域に導入するかというところを考えていただき、またその中で技術者、当然教える方がいないと、漁業の場合はすぐには入ってこられませんので、それを教えて技術を伝える方、または住居の確保、これらも含めて地域協議会を通じて検討していきたいと思っております。

また、確かにこれまでどおりの漁業を続けていけば、余り進歩がないという考え方もあるかと思います。やはり水産加工の方々、流通の方々と一緒に生産も考えていかなければならないと考えておりますので、県の漁業団体、あるいは漁協、あるいは漁業者と水産加工業者の方々、流通業者の方々交えて、話し合いをしながら、新たな漁場の活用策というものも検討してまいりたいと考えております。

**○佐々木順一委員長** この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○中村農林水産企画室企画課長 先ほど伊藤委員から、国土調査の状況についての御質問がございました。その数字でございますけれども、震災で被災した沿岸部で大きくおくれている状況でございまして、平成26年度末の状況でございますが、例えば宮古市では38%、釜石市では56%、大槌町では44%、山田町では39%などとなってございます。県といたしましても、調査のおくれております沿岸部の被災市町村初めこれらがきちっと調査が進むように、国にも予算の確保と措置を要請してまいりたいと考えてございます。

○髙橋元委員 私は、暮らしの再建についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの報告ですと、災害公営住宅が 2,748 戸、48%完成をしたということでございます。これの入居率はどうなっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○勝又建築住宅課総括課長 入居率についてでございますが、2月末時点で約86%となっております。

○髙橋元委員 せっかく立派な住宅ができておりますので、できれば90%、限りなく100% に近い入居があればなと、そんな思いをちょっとしておったのですが、入居をためらっている方々がどんな理由で入居をためらっているのか、例えば様子見とか、いろんなものも聞こえてくるのですけれども、その辺の事由はどう捉えておられるのでしょうか。

○勝又建築住宅課総括課長 入居をためらっている理由についてですが、幾つか考えられますけれども、大きなところで言いますと、住宅の自力再建をするか、または災害公営住宅に入るかをまだ迷っている方が少なからずいるということ、それから応急仮設住宅から災害公営住宅に入ることによって、新たに家賃負担が発生するといったようなことが原因であると考えております。

**○髙橋元委員** 自立か、それから公営住宅かと、そのところはまずよしとしても、家賃の問題でためらっているというところが一番心配なところでございまして、それについては相談に乗るとか、どのような対応をしているのでしょうか。

それとあわせて、家賃どういう金額になっているのか。例えば一般の県営住宅などと比較しますと、同じなのかどうなのか、あるいはいろいろ特例措置とかあって、少し安い設定になっているのかどうか、いかがなのでしょうか。

○勝又建築住宅課総括課長 家賃についてですけれども、入居を希望される方の中には、少なからず家賃の算定方法についてわかりにくいと。実際にはもっと低い家賃で入れるのに、実はもっと高いのではないかといったような勘違いをされている方もいらっしゃると聞いています。そこで、県では家賃についての算定方法についてわかりやすい説明資料を用意しましたし、今年度は災害公営住宅の入居相談会というものも行いました。いずれにしましても、家賃についてわかりやすく説明をしていって、実際はもっと家賃が高いのではないかといったような誤解はきっちりと解いていきたいと思っております。

それから、家賃の算定方法についてですけれども、基本的には一般の公営住宅と算定方法は同じになっております。一つ、大体の例を申し上げますと、災害公営住宅の2DKのタイプの場合、一番収入の低い方は月額6,000円ぐらいで入ることができます。月の収入が大体10万円ぐらいの方ですと、2万幾らという家賃で入ることができるということになっております。

算定方法については、通常の県営住宅と基本的には一緒なのですけれども、1点だけ今回の震災で特例の措置がありまして、特に収入の低い方については、特別に家賃を低減する措置というのがございます。これについては、災害公営住宅の管理開始から5年間はその低い家賃が適用されて、その後5年かけて徐々に通常の家賃に戻っていく特別な措置が行われております。

○髙橋元委員 よくわかりました。いずれ今なお応急仮設住宅で大変な生活をされておりますので、一人でも多く早く完成した公営住宅で生活をしていただきたいと、そういう思いでいっぱいでございます。ぜひ個別に、そういう事情を抱えている方は、集団的な説明会も大事ですけれども、個別に繰り返し個々面接みたいな形で相談に応じていただければ

ありがたいなと思います。

○斉藤信委員 最初に、ロードマップにかかわって、復興事業は着々と進んでいる側面と、 しかしロードマップを発表するたびに1年、2年とおくれが出ると。特に生活関連の問題 で、住宅の供給区画数、公営住宅の供給戸数で見ると、1月のロードマップの一番最新版 ですけれども、平成30年度で完成するというのが、山田町の場合は災害公営住宅185戸、 大槌町が、これも災害公営住宅 238 戸、釜石市が土地区画整理事業で 348 戸、大船渡市が 土地区画で 96 戸、陸前高田市が土地区画整理で 1,186 戸、防災集団移転事業で 152 戸と。 合わせますと、宅地造成で 1,782 戸、災害公営住宅で 423 戸が平成 30 年度完成の見込みな のです。率で見れば確かに九十何%というのだけれども、合わせますと 2,100 戸ぐらいが 平成30年度にならないと宅地が造成されない、災害公営住宅ができないと。土地造成の場 合だと、それから家建てるわけでしょう。あと3年以上、あのまま応急仮設住宅暮らしな り、そういう生活強いられるということをリアルに見て、こういう方々の生活と健康をど うやって守っていくのかというのは、これから5年間大変重要な課題だと。例えば仮設の 集約化もあるのだけれども、仮設そのものが狭いわけでしょう。その場合、例えば2戸を 1戸にして、一つは押し入れがわりに使うとか、そういう形の改善策、そういう点で取り 残される方々の生活、命、健康、これを守る特別の対策が必要だと思うけれども、その点 についてお考えをお聞きしたい。

○小笠原生活再建課総括課長 応急仮設住宅になお居住しなければならない方へのケア に関する御指摘でございました。これは、委員御指摘のとおり平成30年くらいまでは応急 仮設住宅での生活を余儀なくされる方が出てくると、これは事実でございます。県といたしましては、まずそもそも応急仮設住宅が5年以上今まで使われていたという例がございませんので、安心して暮らしていただけるようにハード的なケア、そういったものをまずしっかりやって、何とか仮設住宅でも安全な生活ができるように、まずやるのが第一と考えております。

また、その間のあき住戸の活用等につきましては、一方で集約化していかなければならないという事情もございますので、その辺は市町村とも相談しながら進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 仮設はどんどんあいていくわけだから、あいているのに、狭いところにまた閉じ込めるなんていう発想でなくて、あいているのだったら、それを最大限活用して、やっぱり少しでも生活しやすい環境をぜひ確保していただきたい。2,200 戸ですよ、平成30年度完成見通しというのは。これは本当に軽視できない数ですから、ここに心を寄せて、おくれというのをやっぱり数、パーセンテージで見るだけでは絶対だめだと。残された方々の一人一人の生活というのをしっかりつかんで、ぜひ対応していただきたいし、災害公営住宅の孤立化、孤独化については、何度も取り上げたので、今後の新しい課題として、これはぜひ万全の対策をとっていただきたい。

それで、きょうは余り説明されませんでしたが、実施計画の進捗状況について、これに

かかわってお聞きをしたいと思います。2ページ目のところに、陸前高田市の海岸保全施設整備、いわゆる養浜事業、これが今取り組まれております。これは県の事業として取り組まれているのだけれども、私が釜石市へ行ったときに根浜の養浜事業、大槌町の吉里吉里の養浜事業、これも何とか県の事業としてやってくれないかという要望をいただきましたが、これは県の事業としてやれないのか、また市の事業としてこれは今取り組まれているのか、このことを示していただきたい。

○八重樫河川課総括課長 実施計画の2ページ、22番の海岸保全施設等整備事業(養浜)の項目に関する御質問かと思います。高田松原の砂浜再生については、県事業として今試験施工ということで、今年度から取り組んでおります。釜石市、大槌町の根浜等の養浜といいますか、砂浜再生については、釜石市から県が要望を受けたという経緯はございます。ただ、県が海岸管理者として施工する場合には、海岸保全施設という位置づけが必要で、かつ海岸保全施設にするための要件というものがございまして、県土整備部所管の海岸保全施設としては、なかなかその要件をそこに見出すことが難しいということで、市にも理解していただいております。今の段階では釜石市で、砂浜が防災機能というわけではなく、地域振興に資するものだという位置づけで工事は可能であるという説明もしておりますので、市では市の復興事業として取り組みたいと考えていると聞いております。大槌町についても、独自で取り組んでいく方向を考えていると聞いているところでございます。

○斉藤信委員 5年たったので、釜石市がやるのだったら、やっぱり釜石市の事業として 進めたらいい。根浜は砂浜を守るというので、堤防をもとの高さにしたのです。そして、 高台移転については、避難で対応するという考えを地域が結束して取り組んでいるところ ですから、ましてやラグビーワールドカップが鵜住居でやられるわけでしょう。県内を代 表する海水浴場でもあったわけだから、県事業としてできないのだったら、大いに助言し て、そういう取り組みが進むようにぜひやっていただきたい。

3ページ目の地域防災力強化プロジェクトということで、自主防災組織等活動促進事業ということでやられているわけですけれども、私は、やっぱり今度の震災の教訓を踏まえた取り組みにする必要があるのだと思うのです。特別委員会の審議でも少しだけ紹介しましたが、大槌町の安渡町内会の取り組み、これは実は国の防災白書にも詳しく紹介をされているのです。安渡、吉里吉里、赤浜というのは、自主防災組織が先進的な取り組みやっていたところなのです。ところが、この安渡地区で218人の犠牲者を出したと、人口比11.2%です。それでこの安渡町内会は、震災後の翌年に防災の専門家の支援を受けて、安渡町内会防災計画づくり検討会を立ち上げて、東日本大震災の検証と新しい防災計画づくりに着手したと。地区住民がどういう避難行動をやったか、なぜ死んだか、どういう避難生活を送ったか、地域防災活動では何が必要かという徹底した議論を行って、安渡地区防災計画をまとめて、これは町の計画にも取り入れられた。先進的な取り組みをやっていてもこれだけの大きな被害に遭ったと、それを重視して、徹底した地区での検証をやって、地区防災計画を立て、それに基づく訓練をやっていると。私は、こういうところからし

っかり教訓を踏まえた取り組みを普及し、発展もさせる必要があるのではないかと、こう 思いますが、この点ではいかがでしょうか。

〇石川復興推進課総括課長 東日本大震災津波につきましては、平成 24 年 2 月に検証報告書を一度取りまとめまして、その検証報告に基づきました今後の改善方向、防災対策の取り組みということで、現在取り組みをさせていただいているところでございます。今後もしっかり検証していく必要があると考えてございます。

○斉藤信委員 何か魂が伝わらないような話だったけれども、例えば吉里吉里の場合は、本当に感動的なのだけれども、交通が遮断された中で、地区で独自の災害対策本部を確立して、食料から燃料から全部自前で、そして交通の確保までやったという、これはNHKでも紹介されました。これは災害後の対策ですけれども、私は本当にそういう意味で自主防災組織というのが今度の大震災でどういう力を発揮したのかということにしっかり光を当てて、そういうところから学ぶべきことはしっかり学ぶということが必要だということで提起しました。

それで次に、7ページ目に、被災者生活再建支援金の支給というのがあります。また、一番下には被災者住宅再建支援事業、これは県の事業で 100 万円の補助ですけれども、この被災者生活再建支援金の支給というのは、平成 30 年4 月 10 日までになっているのです。さっき私が言ったように、平成 30 年度中に区画整理が完成するところが少なくないと。また、例えば木造戸建てに入った人が 5 年後にこの木造戸建てを買い取ることも可能なのです。そういうときに、被災者生活再建支援金を活用できなければ再建できないと思うのです。だから、これはぜひ期間延長を、早く見通しを国に対して出させる必要があるのではないか。ロードマップで、平成 30 年度中でなければできないということがはっきりしているわけだから。

もう一つは、岩手県の100万円の補助は平成30年度までになっています。これは国より1年長いのだけれども、平成30年度でも対応できないのも事実ですから、やっぱり県自身がそれを引き続き延長して、需要があるまでやるのだということを示しながら国に迫っていくということが私は必要なのだと思うのだけれども、この点いかがでしょうか。

○小笠原生活再建課総括課長 加算支援金と県の補助の申請期間の延長ということでございますが、今後住宅再建の進捗状況等を総合的に勘案いたしまして、市町村の御意向も伺いながら、さらなる申請期限の延長につきまして、被災者の方々が安心して自立再建ができるように、今後検討し、国と協議を進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 何か官僚答弁を聞いているようで。

復興局長、私は冒頭言ったように、平成30年度にならなければ区画整理が造成しないと。 これは一番うまくいったケースですよ。毎年毎年のロードマップで延長されているのです。 これは復興局長に聞きましょう。復興局長のちゃんとした確約が欲しい。復興局長、どう ですか。

○中村復興局長 先ほど総括課長が申し上げたように、支援金の期間が切れて住宅再建が

できなくなるといったようなことがあってはならないと考えております。ですから、これは今後の復興の全体の事業の進捗をしっかりと見きわめながら、必要な措置についてはしっかりと検討してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 被災者の方々はうんと不安なのですよ。平成 30 年で切られたら、まさに 住宅再建の希望が切れるようなものなのです。だから、ぜひ早く国にも求めるし、県がで きることは早く県が示して、それは大丈夫ですと、被災者が要望する限りこれは対応しま すというようなメッセージを早く打ち出す必要があるし、災害援護資金も平成 31 年までに なっているので、ほとんどこれは住宅再建で使われているので、この延長も求めていただ きたい。

11ページには、こころのケアセンター等設置運営事業、翌ページには子どものこころのケアセンター運営事業というのがありまして、ここでの実績を見ますと 211%になっているのです。想定した倍以上の実績になっていると。これは第2期実施計画で1,092のケース検討となっているのが、既にもう1,400ぐらいになっているのです。心のケア対策というのは大変重要だし、相談件数で言うと1万件超えているのです。これは、減るどころかどんどんふえていると。子供の心のケアの問題でも、相談件数でいけば3,000件と私は聞いていますけれども、子供の心のケアは診療なのです。医療行為なのです。その点でいけば、本当にこれは子供の命と健康にかかわる切実な取り組みをやっていると思うけれども、こういう切実な課題にさらに拡充して万全の体制で取り組む必要があるし、岩手県こころのケアセンター副センター長で岩手医科大学教授の大塚先生は、特に子供の心のケアは診療行為で医療費もかかりますから、医療費の無料化が、免除措置が大変大きな役割を果たしているとも言っています。そういう点を考慮して、本当に心のケアの対策を強めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〇小川保健福祉企画室企画課長 心のケアの関係でございますけれども、斉藤委員御指摘のとおり、非常に大事な問題だと思っております。かつこの心のケアにつきましては、何年たてばなくなるとか、よくなるというようなものがはっきりしない、中長期的な取り組みが必要だと思っております。平成26年度でも1万件を超える相談がありますし、今年度も既に12月末現在ですけれども、8,000件を超えている状況にございますので、この心のケアにつきましては、子供のケアも含めまして、引き続き県としても力を入れて取り組んでいきたいと思います。そのためにも取り組む上では財源というのも必要でございますけれども、国の財源を見ておりますと、若干減る傾向がございますので、中長期的な取り組みが必要だということを強く訴えて、財源の確保にも努めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 これで最後にしますが、防災集団移転事業と区画整理事業にかかわる瑕疵 担保責任の問題で、これは復興局や県土整備部の審査でも議論をいたしました。防災集団 移転事業については、これは土地の売買ですから、建築住宅課の答弁だと、国と自治体と いうのは宅建業法からは除外されているのだと、公平な取引が前提だということでした。 しかし、今回の防災集団移転事業というのは、もう大規模な、今までの防災集団移転事業 とはまた違った規模の大規模な土地の改編を伴う事業をやっているわけです。多くの自治体が宅建業法、民法を踏まえて、最低2年の瑕疵担保責任を明記している中で、明記していない自治体も若干あったと。私は、これは宅建業法、民法の精神に基づいて、やっぱり統一的な方向をきちんと示していく必要があるのではないかと考えます。これが第1点です。

第2点は、区画整理事業の場合は、これは土地の売買ではないというので、瑕疵担保責任の対象にならないという、こういう説明がありました。しかし、今までの区画整理事業と全く性格が違うわけです。5メートルとか10メートルとかかさ上げして土地を造成し、提供するわけでしょう。今までと同じ更地で、道路を広くしたり、住みよくするという区画整理事業とは、今回の場合全く違うのだと思います。そうした場合には、やっぱりきちんと瑕疵担保責任というのを明記してやらないと、今までの延長線上で対応することは、私は被災者のこれからの住宅再建、安全な生活という点では極めて不十分ではないのかと思いますけれども、その点での対応を改めてお聞きしたい。

○千葉都市計画課総括課長 まず、瑕疵担保に関するお問い合わせでございます。まず、防災集団移転事業につきましては、県におきまして先月開催されました防災集団移転促進事業連絡会議におきまして、各市町村における瑕疵担保責任の期間や課題等について問題提起を行ったところでございます。その瑕疵担保責任の期間につきましては、事業主体である市町村が責任を持って定めることとなっておりますけれども、被災者に安心して住まいの再建をしてもらうため、関係諸法令を精査した上で、各市町村に対して必要な対応を要請したいと考えてございます。

次に、区画整理事業につきましては、委員御指摘のとおり、売買契約ではなくて使用収益開始というものによりまして土地の引き渡しを行っていることから、瑕疵担保責任は負わないということになっております。しかしながら、被災者に安心して住まいの再建をしてもらうために、造成した土地にふぐあいが生じた場合等の対応について、同じように関係諸法令を精査した上で、各市町村と必要な対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○小野寺好委員 トンネル内でのラジオ電波の受信についてです。20年来取り上げてきていますけれども、最近の新しいトンネルは全部対応になっていますが、この際古いトンネルでもラジオが聞けるように、震災対応ということで一気にできないものでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 道路のトンネルの中での非常用設備等に関してでございますけれども、道路のトンネルにつきましては、設計する段階で等級区分というのがございます。例えばトンネルの延長、そして実際に使われる交通量、設計交通量等を見ながら設計がされるものとなります。そういった中で、今お話しいただきましたラジオ等の施設等につきましても、やはりトンネル延長が長く、あるいは交通量が多い場合等については、原則として設置するもの、あるいは設置できるもの、検討するものという区分がいろいろ

ございます。これまでのトンネルもそういった設置基準等に基づきながら設計等をし、現在も施工している段階でございます。震災を踏まえて、やはり情報手段としていろいろ検討はなされるかと思いますが、そういったものも含めながらしっかりと設計しながら施工していきたいと考えております。

- **〇小野寺好委員** 具体的に一つだけ見通しをお伺いしたいのですけれども、住田町から大 船渡市に行く場合の境目のトンネル、あそこはどうでしょうか。
- ○遠藤道路建設課総括課長 今お話しのところは、国道 107 号の白石トンネルであろうか と思いますけれども、現時点ではトンネルの延長、あるいは現在の使われ方からいたしまして、ラジオの設備等は設けておらない状況でございます。今後におきまして、その設備 が必要であるかどうかということについては、いろいろな面を踏まえながら検討していく 必要があろうかと思いますが、今時点ですぐに設備を設置するという状況にはございません。
- ○小野寺好委員 残念ですが、必要だから言っているわけで、必要かどうかこれから検討するというのはちょっと心外ですが、できるだけ前向きに検討してもらえればと思います。○軽石義則委員 1点確認をしたいのですけれども、災害公営住宅の入居資格の関係で質問させていただきます。

災害公営住宅に入居する際には条件がありまして、今は5つの大きな条件を全て満たす 必要があるという取り扱いをされていると思いますけれども、千年に1度と言われる大き な災害の後の取り扱いですので、そこにはやはり大災害に対する取り扱いがあるべきと思 うわけです。現状の入居資格はこれまでの公営住宅法にのっとり進めてきていると思いま すけれども、それとの違いがあるとすればお示しを願いたいと思います。

- ○勝又建築住宅課総括課長 災害公営住宅の入居要件の一番大きな違いは、住宅が全壊、 半壊によって、滅失しているというところの条件が一番大きな違いです。
- ○軽石義則委員 当然のことだと思いますけれども、災害直後は、応急仮設住宅、またはみなし仮設住宅に入居します。これまで2世帯が同居していて、それなりの大きい家に皆さん住んでいましたけれども、次の応急仮設住宅などには、やはり分散せざるを得なくて、世帯が分離して生活を始め、その後やはり一緒に住みたいというようなことも5年経過をすれば出てくると思います。しかし、今の条件ですと一旦仮設住宅、みなしも含めて入って、自立して新たな公営住宅に我慢して入ったとしても、自立とみなされて、その後災害公営住宅ができて、そこに家族とまた2世帯同居したいというような思いがあったとしても、既に自立とみなされている世帯については、入居資格がないという実例の相談も来ているわけです。そういうところにおいて、法律を変えなければ対応できないとすれば、国に対してしっかりそういう現状を伝えて、法律改正なり、法の運用の拡大なりを求めていくべきと思うのですが、その点についてはどう考えているのでしょうか。
- ○勝又建築住宅課総括課長 委員御指摘のとおり、住宅に困窮しているというのが、これが法律上決まっている入居資格になっております。ですので、今住んでいる住宅の退去を

求められているとか、住宅以外の事務所に寝泊まりしているとか、そういった住宅に困っているのですということは、これは法律で決まっていることです。ただ、この住宅に困窮しているということに対する解釈は、これは事業主体である県ないしは市町村に運用を委ねられております。今委員がおっしゃったようなケースですけれども、通常の公営住宅の場合には、他の公営住宅に入っているということは、これは住宅に困っている方ではないですよねとなりますので、ほかの公営住宅に転居していただくことは、基本的にはできないということになります。ただ、今回の東日本大震災津波によって、緊急避難的に、一時的に公営住宅に家賃を払いながら入っていますという方については、それが認められるというか、一時的だということが事業主体のほうで判断できれば、それは住宅に困窮しているということで、入居していただいていいと考えています。

○軽石義則委員 そうであれば、そのことをしっかり市町村にも伝えるべきでありますし、 それが個々の市町村の判断でということになると、判断しづらいところはやはり県の判断 を委ねてくると思うのです。県の判断が現に困窮しているということを前面に出されると、 それを判断しづらくなってしまって、申し込み段階でそれは受け付けをできないというこ とにつながっているのではないかと思いますし、募集条件の中に現に住宅に困窮している ことを証明する書類の提出を求めますということも記載されているのです。住宅に困窮し ていることを証明する書類というのは何を指しているのか、教えていただきたいと思いま す。

○勝又建築住宅課総括課長 まず、県から市町村に対してですけれども、公営住宅の歴史は非常に古い、長いものですので、この住宅困窮要件について、運用について各自治体で判断ができると、これはどの市町村も理解はしておりますし、また今回の委員御指摘のケースについても、この人は本当に入居をさせてもいいかなといった迷いが生じたときには、県とよく相談しながらいつもやっておりますので、その点については御安心いただいていいと思います。

それから、住宅の困窮の証明ですけれども、基本的には罹災証明ですとか、そういったもので住宅がないのですといったことを言っていただければいいですし、先ほどおっしゃっていたケースの場合にも、もともと被災をされた世帯の方ですので、その際の罹災証明書なりを持ってきていただければ、それはそれで判断ができると思います。

○軽石義則委員 ぜひその部分をしっかりと周知していただくこと、既にそういう申し込みをしたいという思いがあっても、一旦公営住宅に入って自立したという判断のもとに、申し込みしたいのだけれども、できないという被災された方もいらっしゃると想定をされますので、それらについては既に自立をしたとみなされている方々にも、しっかりそのことが伝わるような方法をとっていただくことも大事だと思いますので、よろしくお願いします。また、今後内陸部に災害公営住宅をという話も今進んでいるわけでありますから、内陸部は特にそういう意味では無理をして自立をしている方々も多くいると予想されますので、そこにはさらにこういう問題がまた出てこないような対応を含めてお願いをしたい

と思います。

○城内よしひこ委員 私からは、1点お伺いしたいと思います。なりわいの再生についてであります。

これまでも当特別委員会で質問してきたのですけれども、被災をした中小の商店の方々、 そういった方々が今実際どれぐらい休眠をされているのか、またあわせて廃業という思い でいらっしゃる方々を数字で捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○高橋経営支援課総括課長 県では商工会議所ですとか商工会の会員の皆さんの被災の 状況等をお聞きして、再開しているか、あるいはまだ休業しているかといったようなとこ ろの調査をしておりまして、今のところ商工会、会議所の会員の皆さんで再開している方 が72.5%、休業という方が1%、それから未再開という方が1.2%という状況になってお ります。

**○城内よしひこ委員** 数字的には、再開をしている方が 72.5%ということは、残りの 27% ぐらいの方々はどういうことになっているのですか。 廃業と休眠を除いた中間、グレーで いらっしゃる方々の意思確認というのはされているのでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 まず、72.5%以外の方ですけれども、廃業という方が多くて23.2%となっております。未再開が先ほど 1.2%、休業が 1%、それと転出という方もいらっしゃいまして、その後の状況は商工会でもなかなか把握できない状況にあります。

○城内よしひこ委員 既に震災から5年たち、これからようやくまちづくり、造成ができて今から本格的に復旧するという状況が沿岸部であるわけですけれども、なかなか以前のようなにぎわいが想定されません。当初は新たに造成したところに出店しようと思っていたけれども、なかなかこの商店街では集客ができないのではないかという考えをお持ちの方もいらっしゃいます。そういった方々は、そのまま廃業しようかなという思いをお持ちであります。これは、担い手の不足も含めてでありますし、今経営している状況がなかなか思わしくない、当初のような売り上げも出てこないとすると、本格復旧まちづくりになったときに商店街がくしの歯状態になると、そういった状況というのも今考えられるのですけれども、そういった対策というのは当局のほうでは考えていらっしゃるのか、支援策も含めてお伺いしたいと思います。

○高橋経営支援課総括課長 市町村でまちづくりの計画をいろいろ定めて、その中で中心 市街地に商業施設を配置するなどして、にぎわいをつくっていこうという動きがあります。 最初の説明でもありましたけれども、いわゆるまちなか再生計画といったもので、山田町、大船渡市、陸前高田市がこういう計画を策定して、核となる商業施設、そして中心部を再建して、そこにさらに個人の皆さんの商業者、希望する方々が立地できるように、市で土地を用意したりとか、そういった取り組みをやっています。市でまちづくり会社をつくって、商業施設に入る方々の募集をしたりとか、県としてもそういった事業計画を策定することに対しての支援を行っておりますし、そういう設備の建設等に係る部分についての助成などもしておりますので、そういう計画づくり、それから施設の整備の分での支援を行

っているというところです。

○高橋産業再生課総括課長 委員御指摘のとおり、廃業も結構な率がございますので、まちづくりに当たってなかなか商店街が埋まらないとか、そういったようなことで、にぎわいが失われていくといった懸念もあろうかと思います。先ほど経営支援課総括課長から御答弁したとおり、市町村でいろいろと取り組んでいる状況でございますが、そのほかに新たな事業をされる方について、起業とか創業とか、そういったものも含めて、にぎわいを取り戻すために推進していく必要があると考えておりまして、県としてはこれまでも起業の支援という形で進めてきて、今までに被災地沿岸で50件を超える方、60件くらいの支援、起業を進めてまいりました。来年度以降におきましても、起業にとどまらず、事業承継を伴う第二創業であるとか、あるいは既存の事業者であっても新事業に進出すると、そういった部分についても拡大して支援をして、そういった新たなチャレンジを促進するような形で進めてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 以前奥尻島へ視察に行ってまいりました。その際、やはり新たなまちづくりをする上で、しっかりとした考えを持ってまちづくりをしていかないと、商店街が形成をされていかないと、にぎわいが創出されないというのです。そこには、ますます人が集まらなくなってしまうということでありました。そういうことを考えると、これからの新たなまちづくりにもそういったことを加味していかないと、なかなか難しいのかなと思っています。

災害公営住宅も建ってきましたけれども、なかなか商店街と連動するような形ではない 地域がたくさんあります。御高齢の方々も買い物も不便でありますし、ましてやこれまで いろんな意味で地域を支えてきた中小企業の方々が、3割近くがもう廃業も含めて撤退し ようという考えをお持ちであるというのは、大変残念だと思っています。そういったこと もしっかりと掘り起こしをしながら、新たな血も導入をしながらまちづくりをしていかな いと、完全復興は見えてこないし、復興してもまちがますます衰退する結果になりはしな いかと危惧するのです。その辺しっかりと考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○高橋産業再生課総括課長 委員御指摘のとおり、まちづくりに当たっていろいろな懸念といいますか、危惧というのはあろうかと思いますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、市町村がまちづくりだけを考えるのではなくて、まちづくりに当たっての交通であるとか、あるいは住宅との関係とか、そういったようなことを考えて、市町村が計画づくりを進めていると承知しております。それに対して県としてはアドバイスをするなり、専門家の方を派遣するなり、そういったような形で進めてまいりたいと思っておりますし、新たなチャレンジについても促進してまいりたいと考えております。

**〇城内よしひこ委員** 今被災地ではたくさんのコンビニが出ています。にぎわっていますけれども、コンビニの方々ははやらなくなると撤退します。そういった方々を誘致するのではなくして、地元に根差す、しっかりと働けるような方々をまちづくりに参画させていただけるような、そういう方向性も考えてほしいなと思います。

- ○福井せいじ委員 今のなりわいの再生について、1点お聞きしたいのですけれども、22ページに山田町のまちなか再生計画の認定、平成27年3月認定されたということであります。この山田町の状況をお聞きしたいのでありますが、何店出店して、今の状況等について把握なさっておりますでしょうか。
- ○高橋経営支援課総括課長 山田町では、このとおり計画認定されまして、実際共同店舗を建てるというような計画もあって、年明けに着工しておりまして、今盛んに工事をして、 共同店舗の開店に向けて取り組んでいるところです。共同店舗以外にも既に周辺に幾つか の商店といいますか、開業しておりまして、駐車場を整備したりとかということで、この 再生計画の中心部のところの営業、あるいは工事のところで今非常に動いている状況とい いますか、そういう状態になっています。
- ○福井せいじ委員 そういったにぎわいの創出という意味では、今から始まるということでありますが、一方で復興実施計画の施策体系事業に基づく進捗状況、資料1−3の27ページを見ますと、被災商店街にぎわい支援事業の中で、まちづくりアドバイザー派遣、商店街アドバイザー派遣、共同店舗運営支援というものがありまして、この商店街アドバイザー派遣というものは、平成27年度は中止なさっているみたいです。この3つの事業の関連というものをちょっと教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。
- ○高橋経営支援課総括課長 主に共同店舗、あるいは連綿と続いている商店街ですけれども、今まで個別に事業をやってきた方が多いですので、そういうまとまった形での新しい店舗の運営ということになかなかなれていないというところがありますので、まとまって商業施設を運営するためのどんな店舗づくりがいいのか、あるいは開業してからきちんと回していくためには、どのような運営が必要なのかといったことについてシリーズで、既に先進として取り組んでいる共同店舗を見に行ったり、実際にそういう店舗開発を手がけてきた方のアドバイザーの講習ですとか、あるいは個別の相談もやっておりますけれども、そういった開業後もきちんと回していけるような計画づくりから支援、指導をしているというものです。
- ○福井せいじ委員 ありがとうございます。先ほど城内委員も話したのですけれども、に ぎわいの創出という言葉があります。私は、店舗の復興ではなく、やはりにぎわいをいか に創出するかということがこれからは課題になると思います。店舗に限らず、いかにして そこの地域ににぎわいを創出するか。そういった意味では、そういうにぎわいをいかにつくっていくかということ、ぜひともこれからそういった視点に立って御支援していただき たいと思っています。
- ○佐々木努委員 2点お伺いをしたいと思います。

資料1-2の裏側に実質的おくれというところがあって、その中に水門等の電動化・遠隔化の完了数、これにおくれが出ているということですが、これの理由を教えてください。

〇八重樫河川課総括課長 電動化・遠隔化のおくれについては、大型水門に関して、平成 30 年度に終了しない箇所が出てきておりまして、それを1月 25 日のロードマップ改定の

公表の際にお示ししたところでございます。現在の遠隔化の工事の工期については、平成30年度で契約しておりますけれども、いずれ大型水門の完了後に、やはりそちらのほうも施設措置していくということがございますので、それと連動してのおくれということになろうかと思ってございます。

○佐々木努委員 わかりました。この遠隔化の事業も非常に大事な事業といいますか、大きな事業だと思っていまして、これから維持管理も含めて何百億円という大変な予算が必要になる事業だと思います。そういう中で、この事業を請け負うのは東芝さんということになっておりますが、最近の東芝さんの状況を見ると、成長産業と見込まれる医療機器分野、これも身売りをしてしまったと、譲渡してしまったという状況があって、果たしてこの通信部門は大丈夫なのだろうかと単純に心配になってくるわけですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 いずれ遠隔化の事業については、議会でも御審議いただいて、 東芝との契約の上で進めておりますが、県でも多部局にわたる事業でございますので、県 土整備部、農林水産部、あわせて監督団を構成して、東芝の工事の運営については注意深 く対応してございます。現在は詳細設計を東芝で組み立てておりまして、そちらは私含め て監督団で確認して、その進捗は滞りなく進んでいるということを確認しております。会 社のスタッフも相当の技術どころ、人数を確保して対応していただいておりますので、会 社全体の経営状況等についてはいろいろな報道がございますが、当該工事についてはしっ かりと対応されているものと承知してございます。

**○佐々木努委員** 本当に物すごい事業量であるというふうに思いますし、事業費でもある と思いますから、県民の損失にならないようにということをまず第一に、それからできる だけ事業のおくれが出ないように、しっかりと管理をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、応急仮設住宅についてでありますけれども、災害公営住宅の建設が進んで、入居も進んでいるわけでありまして、これから徐々に応急仮設住宅は縮小の方向に行くのだと思いますが、解体撤去後の応急仮設住宅についてはどのような処理がされるのでしょうか。たしかリサイクルと、それから廃棄だと前回の委員会で伺ったような気がしますが、その認識でよろしいでしょうか。

- ○勝又建築住宅課総括課長 委員御指摘のとおり、基本的には解体の業者さんに必要な経費をお支払いして、リサイクルできるものはリサイクルに回して、あとは廃棄という扱いになるのが基本です。
- ○佐々木努委員 そうなのだと思いますけれども、普通の考えではちょっともったいないなと、まだまだ使えるものもあって、もったいないなと思うわけでありまして、実際被災地の方々から再利用したいと、建物として再利用したいという要望というのは県あるいは市町村には届いていないのでしょうか。
- ○小笠原生活再建課総括課長 応急仮設住宅の再利用のお話でございますが、欲しいというお話はいただいたりはしております。ただ、その際問題になりますのは、建築基準法の

問題がございまして、今の建物は木のくい、基礎が木でございまして、それは応急仮設住 宅ということで認められている部分がございますので、これをほかに転用するとなります と基礎工事が必要になります。これが結構な値段、価格になるということで、欲しいとい うお話があった場合は、御説明をしております。

○佐々木努委員 同じ被災地の福島県、宮城県では、NPO法人等、被災地でさまざまな活動をしている団体等の要望に応じて、それを譲渡しているという事例があるようです。 今建築基準法の関係ということもありましたが、それらの事例はそういうものもクリアしてのものと理解しているのですが、岩手県でも同じような考え方で、そういうものを被災地でいろいろ活動されている方、あるいは内陸でもいろいろ活動されている方々で、ぜひ使いたいという方がいれば、積極的に活用してもらうのがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。検討される余地はないでしょうか。

○小笠原生活再建課総括課長 応急仮設住宅の譲渡につきましては、もし市町村から依頼があれば、これは無償で譲渡できますし、その他に関しましては公告を経た上でという手続になります。ただ、先ほども申し上げましたとおり、結局譲渡を受けましても、法令違反で使えないということになると、これは非常にまずいことになりますので、建築基準法等の手続はちゃんとやっていただくということを条件に、譲渡することは可能と考えております。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木順一委員長 ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取り組み についてはこれをもって終了いたします。

次に、その他でありますが、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○佐々木順一委員長** なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって散会いたします。